

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月9日（平成27年（行個）諮問第162号）

答申日：平成29年4月17日（平成29年度（行個）答申第2号）

事件名：本人に関する再審査請求事件の記録の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「労働保険再審査請求事件ファイルの中にある異議申立人に関する「平成25年特定番号業務上外関係再審査請求事件」の一件記録全て」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成27年5月15日付け厚生労働省発基0515第7号により厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

「訂正をしないこととした理由」に、「法29条の規定に該当せず、」とあるが、何ら具体的な記載すらもなく意味不明なのである。そもそも当該文書の訂正の必要性を認めたからこそ、調べるのに時間を要するとして、訂正期間を2か月も延長している紛れもない事実があるのだから、もはや、特定労働局特定職員Aらと同じく、特定職員Bらの不正処理の隠蔽工作以外の何物でもない。勘弁していただきたい厚生労働大臣殿。

（2）意見書

「その事実関係について調査すべく労働局に対して照会を行ったところ、当該事実関係に誤りがあると確認は取れなかったところである。」とあるが特定労働局特定職員Aらは、その事実を認識・把握しているのであるから、明らかなインペイ行為である。

なお、当該事件に関する行政訴訟であるが、この特定職員Aらの策略により、半年以上嫌がらせ、証拠のねつ造目的の訴訟遅延行為を受けて

いることを付言する。

そもそも、「理由説明書」の言い分が正しいとすると、会社関係者の大嘘で労災保険審査（調査）が行われても問題なしとしか解決できず、失当は明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」に該当しないため不訂正とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件異議申立てに係る訂正請求に先立ち、訂正請求者から平成26年、12月4日付けで「労働保険再審査請求事件ファイルの中にある異議申立人に関する「平成25年特定番号業務上外関係再審査請求事件」の一件記録全て」の開示請求がなされ、同月26日付けで全部開示決定を行った。

本件対象保有個人情報は、全部開示を実施した文書のうち、労働保険の給付に関する処分に対する再審査請求事件に関して、監督署長が労働保険審査会に提出した資料の一部である「乙17号証：特定役職×特定従業員Cからの聴取書（平成25年特定月日作成）写」（以下「乙17号証」という。）及び労働局の審査官が労働保険審査会に提出した資料の一部である「丙4号証：決定書写」（以下「丙4号証」という。）である。

(2) 訂正の要否について

本件訂正請求の対象となっている文書のうち、乙17号証については、労働基準監督署の職員が、訂正請求者以外の関係者からの聴取した内容を「聴取書」として作成しており、当該文書には「上記のとおり録取し、閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した」という記載とともに関係者の署名押印があることから、また、丙4号証については、労働局の審査官が訂正請求者に対する労働保険の給付に関する処分に対する審査請求について必要な調査を行った上で棄却する旨通知した決定書であることから、それぞれの文書の内容が「事実でない」とはいえないため、本件対象保有個人の訂正請求につき、法29条に規定する「訂正請求に理由があるとき」に該当するとは認められない。

なお、乙17号証及び丙4号証は労働保険審査会が作成した文書ではないが、訂正請求の趣旨を踏まえ、その事実関係について調査すべく労働局に対して照会を行ったところ、当該事実関係に誤りがあるとの確認は取れなかったところである。

さらに、異議申立人が行った労働保険の給付に関する処分に対する再審査請求については、既に労働保険審査会において棄却裁決がなされているものであり、したがって、事実上の取消しを求めて、既に裁決された事件に係る労働保険審査会保有の書証について変更を加えることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を逸脱していることから、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しないと認められる。

(3) 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年10月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成29年3月23日 審議
- ⑤ 同年4月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、異議申立人が法12条1項に基づき、開示請求を行い、平成26年12月26日付け厚生労働省発基1226第3号により開示決定がされた本件対象保有個人情報について、別紙の1及び2の各(1)のとおり、その訂正を求めるものである。

処分庁は、訂正請求の各項目が事実と異なると判断できる具体的な根拠がなく、訂正請求に理由があるとは認められないとして、不訂正とする原処分を行い、諮問庁も原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと認料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の

訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、上記1のとおり、異議申立人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

イ 当審査会において、本件対象保有個人情報を確認したところ、別紙の1及び2の各(1)の訂正請求部分は、異議申立人が行った労働保険の給付に関する処分に対する再審査請求事件に関して、労働基準監督署長が労働保険審査会に提出した資料(乙17号証)の一部及び労働局の審査官が労働保険審査会に提出した資料(丙4号証)の一部であり、労働基準監督署職員が、異議申立人以外の特定事業場の関係者から聴取した異議申立人とのやり取り等に関する内容であることから、いずれも、法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正請求の要否について

(1) 法29条は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している。

(2) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の2(2))において、訂正の要否について以下のとおり説明する。

ア 本件訂正請求の対象となっている文書のうち、乙17号証については、労働基準監督署の職員が、訂正請求者以外の関係者から聴取した内容を「聴取書」として作成しており、当該文書には「上記のとおり録取し、閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した」という記載とともに関係者の署名押印があることから、また、丙4号証については、労働局の審査官が訂正請求者に対する労働保険の給付に関する処分に対する審査請求について必要な調査を行った上で棄却する旨通知した決定書であることから、それぞれの文書の内容が「事実でない」とはいえないため、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法29条に規定する「訂正請求に理由があるとき」に該当す

るとは認められない。

イ なお、乙17号証及び丙4号証は労働保険審査会が作成した文書ではないが、訂正請求の趣旨を踏まえ、その事実関係について調査すべく労働局に対して照会を行ったところ、当該事実関係に誤りがあるとの確認は取れなかったところである。

ウ さらに、異議申立人が行った労働保険の給付に関する処分に対する再審査請求については、既に労働保険審査会において棄却裁決がなされているものであり、したがって、事実上の取消しを求めて、既に裁決された事件に係る労働保険審査会保有の書証について変更を加えることは、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を逸脱していることから、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合には該当しないと認められる。

(3) 当審査会において、本件対象保有個人情報の記載内容を確認したところ、乙17号証の本件訂正請求部分は、いずれも、労働基準監督署の職員が、異議申立人以外の特定事業場の関係者である第三者Aから異議申立人とのやり取り等について聴取した内容を聴取書として記載したものであり、第三者である被聴取者が「録取し、閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て、署名押印した」ものであると認められる。

また、丙4号証の本件訂正請求部分は、労働局の審査官の決定書中の審査請求人以外の第三者Bの聴取書の一部を引用した部分である。

当審査会において、諮問庁から当該聴取書の提示を受け、その内容を確認したところ、第三者である被聴取者が「録取し、閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て、署名押印した」ものであると認められる。

それに対し、本件訂正請求部分が、労働基準監督署職員が当該第三者A又はBから聴取した結果とは異なるものであり、事実でないとは判断できる明確かつ具体的な根拠は、異議申立人から提示されていない。

(4) したがって、本件訂正請求に応じることが、本件対象保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えているか否かを論ずるまでもなく、本件対象保有個人情報は、法29条に規定する「当該訂正請求に理由があるとき」に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、その全部を法29条の要件に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

訂正請求の趣旨及び理由

- 1 平成25年特定月日特定従業員B「聴取書」（乙17号証）について
（省略）
- 2 本件裁決書のデータにあたる「決定書理由第2の2の（1）」の中の「エ（ア）c 特定役職は，聴取書の中で，要旨，次のとおり述べている（乙20号証）。」について
（省略）